

旅館業の相続人の承認申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住 所
申請者
氏 名
（電話番号 年 月 日生）

旅館業法第3条の4第1項の規定により、旅館業の相続人の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

被相続人	住 所			
	氏 名			
被相続人との続柄		他の相続人の有無		有・無
相続開始の年月日		年 月 日		
営業施設	所在地			
	名 称			
営 業 種 別		旅館・ホテル 簡易宿所 下 宿		
許 可 年 月 日		年 月 日	許可番号	第 号
申請者の欠格事項 該当の有無	1	精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		有・無
	2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		有・無
	3	禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者		有・無
	4	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者		有・無
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）		有・無
	6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの		有・無
	7	暴力団員等がその事業活動を支配する者		有・無
清純な施設環境を 保全する必要がある施設	旅館業法第3条第3項に規定する施設（該当する場合は、名称及びその敷地までの距離）		有〔 〕・無 m	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の旅館業営業者相続同意証明書（様式第 4 号）
- (3) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
- (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
- (5) 旅館業法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号のいずれにも該当しないことを誓約する書面